

助成金の申請をご検討の方へ

2025年度 日本郵便年賀寄付金配分事業のご案内

申請受付期間

2024年9月9日(月)～
2024年11月1日(金)

●年賀寄付金配分事業の4つの特徴

<p>1</p> <p>1団体あたり最大500万円の助成が可能※1※2</p> <p>社会福祉の増進(高齢者、障がい者、子どもの貧困への支援など)や被災者支援・災害予防、地球環境の保全など、幅広い事業を行う団体への社会貢献助成資金です。人件費なども申請することができます。</p>	<p>2</p> <p>年度を空ければ複数回の申請が可能</p> <p>「活動・チャレンジ」は4年、特別枠は複数年連続※3して配分を受けることができます。その他の分野では連続年の受給はできませんが、隔年申請が可能です。</p>	<p>3</p> <p>公共性が高い</p> <p>「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に基づき有識者による審査を行い、総務大臣の認可を受けて配分が決定されます。</p>	<p>4</p> <p>寄付金付年賀はがき・切手をご利用の方々からの寄付金で助成</p> <p>多くの人々が寄付金付年賀はがき・切手を購入することで社会貢献の寄付活動に参加するという、裾野の広がりを持つ助成資金です。</p>
---	--	---	---

※1 助成金には、申請時に用途の申告が必要で、希望額から減額される場合もあります。また、事業終了後に領収書等の提出を含めた会計報告及び弊社の監査を受けることが必要となります。
※2 活動・チャレンジでの申請の場合、1年間につき最大50万円の助成となります。 ※3 年度ごとに申請と審査が必要となります。

●年賀寄付金配分事業の流れ

毎年8月末頃に、翌年度の日本郵便年賀寄付金配分事業についての報道発表を実施いたします。詳細は、日本郵便年賀寄付金配分事業の申請ガイドまたは日本郵便年賀寄付金Webサイトをご確認ください。



※スケジュールは変更となる場合がございます。

●助成金の申請条件

1. 申請対象事業

「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に規定された次の事業いずれかに該当し、かつ、申請法人の定款または寄付行為に基づいて行う事業とします。事業の範囲が幅広いことが特徴です。

社会福祉の増進	青少年の健全育成のための社会教育	地球環境の保全
健康保持増進のためのスポーツ振興	開発途上地域からの留学生・研究生の援護	風水害・震災等、非常災害時の救助・災害の予防
交通事故、水難の救助・防止	がん、結核、小児まひなどの研究・治療・予防	原子爆弾の被爆者への治療・援助
		文化財の保護

2. 申請対象団体

次の法人のうち、申請時直近の決算時において法人登記後1年以上が経過し、かつ、過去1年間を期間とする年度決算書が確定している法人とします。

一般枠	特別枠
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・更生保護法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・特定非営利活動法人(NPO法人) 	<p>一般枠の申請対象団体のほか、営利を目的としない法人(例)生協法人、学校法人など</p>

3. 申請分野と申請額

年賀寄付金配分事業は、次の助成分野に分けて行います。

一般枠	特別枠
<p>活動・一般プログラム…団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベントまたは新規事業を支援</p> <p>施設改修…必要な施設の改修等を支援</p> <p>機器購入…車両以外の機器の購入を支援</p> <p>車両購入…車両の購入を支援</p>	<p>上限500万円</p>
<p>活動・チャレンジプログラム…団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベントまたは新規事業を支援</p> <p>※毎年の申請と審査を条件とし、4年間継続して助成を受けることが可能です。</p>	<p>上限50万円</p>
<p>東日本大震災、令和6年能登半島地震の被災者救助・予防(復興)</p> <p>※活動・施設改修・車両購入・機器購入の区分なし</p>	<p>上限500万円</p>

4. 申請事業に期待する項目および優先度合い(審査のポイント)

審査に当たっては、次の点を踏まえて総合的に判定します。

<p>期待する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①先駆性…先駆性が高く発展性のある事業 ②社会性…社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業 ③実現性…事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業 ④緊急性…緊急性の高い事業 	<p>目的をハッキリさせた申請を!</p>
<p>定量的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請額がより小さい団体を優先 ②申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い団体を優先 ③団体の前年度決算における繰越剰余金額がより少ない団体を優先 	



詳しい申請方法、お問い合わせなどにつきましては、日本郵便年賀寄付金Webサイト内、『年賀寄付金による社会貢献事業助成』のページをご覧ください。
<https://www.post.japanpost.jp/kifu/>

🔍 日本郵便 年賀寄付金

